

「世田谷遊びと学びの教育基金」の創設について

(付議の要旨)

地域・区民との協働のもと、急激なグローバル化や情報通信技術の発展などの社会の在り方が変容する新たな時代を見据え、幼児期から非認知的能力をはぐくみ、国際感覚豊かで、情報通信技術の進展に対応した、創造性のある人材育成が必要である。

多様な「遊びと学び」の研究及び実践に係る施策の実施や海外教育交流派遣事業その他の教育に係る事業へ各児童・生徒が参画しやすい環境を整え、区立学校の魅力をより高めるとともに、今後の施策展開においてより計画的な財源確保を図るため、「世田谷遊びと学びの教育基金」を創設するので報告する。

1 主旨

世田谷区教育委員会では、第2次世田谷区教育ビジョンの基本方針の一つとして、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」を掲げて施策に取り組んでいる。地域・区民との協働のもと、急激なグローバル化や情報通信技術の発展などの社会の在り方が変容する新たな時代を見据え、幼児期から非認知的能力をはぐくみ、国際感覚豊かで、情報通信技術の進展に対応した、創造性のある人材育成が必要である。そのため、多様な「遊びと学び」の研究及び実践に係る施策の実施や海外教育交流派遣事業その他の教育に係る事業へ各児童・生徒が参画しやすい環境を整え、区立学校の魅力をより高めるとともに、今後の施策展開においてより計画的な財源確保を図るため、「世田谷遊びと学びの教育基金」を創設するので報告する。

2 基金の使途

(1) 海外教育交流派遣事業

区立小・中学校の児童・生徒を国際教育交流の相手側に派遣するにあたり、児童・生徒の各家庭における経済的負担を軽減することにより、それぞれの家庭の環境にかかわらず、個々の児童・生徒が海外教育交流により参加しやすい環境を整える。

(2) ICTを活用した学習支援事業

区立学校の児童・生徒の家庭及び学校での学習支援事業や、個人所有のPC等を学校で活用するBYOD(Bring your own device)環境整備に伴う支援などにおいて、ICT環境の整備が困難な家庭の経済的負担の軽減その他の環境づくり

(3) 幼児教育支援事業

乳幼児教育支援センターにおける幼稚園・保育所等を支援する施策その他の先進的な幼児教育の研究及び実践に係る施策

(4) その他教育環境整備事業

児童・生徒の多様性を踏まえた学習等の支援施策その他の多様な遊びと学びのための施策

### 3 基金の財源

本年度から実施しているガバメントクラウドファンディングその他の寄附で集めた資金並びに一般会計からの積立金を原資とし、計画的で安定的な運用を行う。

当面の資金として、海外教育交流派遣事業の個人負担金相当への対応として、平成31年第1回区議会定例会に補正予算案を提案し、2,000万円の積み立てを行う。

今後、幼児教育その他の施策の具体的な検討を行い、計画的な積み立てを行っていく。

### 4 基金の周知

本基金について広く周知を行うことで寄附文化の醸成を図り、寄附金を募る。周知については、学校等へのPRとともに、インターネットを効果的に活用したPRを行っていく。

### 5 本基金創設に伴う条例制定等について

本基金の創設にあたり、平成31年第1回区議会定例会に、「世田谷遊びと学びの教育基金条例（案）」（別紙参照）を提案する。

### 6 今後のスケジュール（予定）

平成31年2月	文教常任委員会報告（基金条例案）
2月	平成31年第1回区議会定例会に条例案提案
3月	条例公布（中間議決） 世田谷遊びと学びの教育基金条例施行

## 世田谷遊びと学びの教育基金条例（案）

### （設置の目的）

第1条 乳幼児期からの多様な「遊びと学び」の研究及び実践に係る施策並びに海外教育交流派遣事業その他の教育に係る事業に参画するための世田谷区立の学校（幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校をいう。）の児童・生徒の各家庭における経済的負担の軽減その他の環境づくりに資するため、世田谷遊びと学びの教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

### （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### （繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （一部処分）

第6条 基金は、第1条の目的に必要な場合、その一部を処分することができる。

### （委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。